

2 平成17年度における雇用対策の概要

【平成17年度山形労働局職業安定行政の重点施策】

1 時代のニーズに即応する総合的な雇用対策

(1) 早期再就職促進の強化

① 公共職業安定所における再就職支援の強化

地域の産業雇用情報の収集、職業紹介体制の強化と再就職のための各種支援ツールの充実を図りながら、ミスマッチの解消に向けた取組みを強化し、前年度を上回る就職率を目指す。

そのため、労働市場における情報を迅速に収集し、職種、能力、経験等のミスマッチの現状等を分析・活用しながら、求職者の個々の状態や状況の変化を十分に把握し、きめ細かな職業相談、紹介の実施に努め、マッチングの促進を図る。

また、求職活動に必要な知識を付与する「求職活動支援セミナー」の開催、再就職プランナーによる求職活動計画（就職実現プラン）の作成援助、就職支援ナビゲーターによる体系的かつ計画的な就職支援等の手法の追及・活用、能力開発が必要な求職者に対する公共職業訓練情報の積極的な提供、トライアル雇用事業の活用等により、再就職の促進を図る。

② 効果的な求人開拓の実施と求人者サービスの充実

求人確保に当たっては、労働市場の動向を勘案し、相対的に不足している職種や個々の求職者ニーズを踏まえた求人開拓を実施する。受理した求人については、計画的なマッチングを行い、受理後3週間を経過しても応募者がいないものについては、求職者情報の提供、求人条件の緩和指導を行いながら、充足のためのフォローアップを行う。

また、週刊求人情報、求人自己検索機、ハローワークインターネットサービスの活用及び求人情報のダイレクトメール送付等により、求職者に対し求人情報を迅速・的確に提供する。

更に、年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けて、年齢不問求人の割合を高めるため、広報及び所の窓口における一層の周知を図るとともに、求人票の記載内容の充実指導と合わせて、年齢制限緩和指導を強化する。

③ 関係団体との連携による雇用機会創出の支援

民間の労使が相協力して地域の雇用改善及び就職支援に取り組む山形県地域労使就職支援機構（ヤングワークサポートプラザ）との連携や良好な雇用機会の創出を図るため、関係団体と連携しながら、雇用関係助成金等創業支援についての広報、相談、援助を行う。

特に、雇用機会の創出の担い手である中小企業の人材確保・育成、魅力ある職場づくりのため、独立行政法人雇用・能力開発機構山形センターとの連携を図るとともに、介護分野における雇用管理の改善及び良好な雇用機会の創出を促進するため、財団法人介護労働安定センター山形支部と連携を図る。

また、雇用保険の受給資格者の創業に係る助成を行うことを通じ、その自立を促進するとともに、高年齢者等共同就業機会創出助成金を活用し、45歳以上の高年齢者等が共同して事業を開始し継続的な雇用就業機会を創出するため、社団法人山形県雇用対策協会との

連携を図る。

(2) 若年者に対する雇用対策の推進

① 新規高卒者の就職意識啓発と就職支援

中学・高校在学中の早い段階から職業意識の形成を図る必要があるため、様々な企業で働く人事担当者等を講師とする職業講話を実施するとともに、高校2年、3年生を対象に民間教育訓練機関に委託して実施するガイダンスを活用し就業意識の向上に努め、前年度以上の新規高卒者の就職内定率を目指す。

また、ジョブサポーターと教育機関が連携し、職業相談や就職後の職場定着指導を行い早期離職防止に努める。

② 若年者に対する総合的な就職支援

働く意欲が不十分な若者には、ヤングワークサポートプラザ（地域労使就職支援事業）及び山形県若者就職支援センター（若年者地域連携事業）と連携し、きめ細かな職業相談や就職面接会を実施する。更に、若年者トライアル雇用の積極的な活用を促し、トライアル雇用終了後の常用移行を目指しつつ、定着指導も実施する。

また、学生・無業・フリーターの若年求職者が、ボランティア活動など無償の労働体験機会等を通じ、社会参加意識・就職活動意欲の喚起や企業の募集・採用に当たっての評価を促すジョブパスポート事業の活用、普及に努める。

(3) 障害者に対する雇用対策の推進

「障害者雇用対策基本方針」に基づく障害者雇用に関する各種施策を積極的に展開しながら就職支援を推進し、前年度を上回る就職件数を目指す。

① 改正障害者雇用促進法の周知

障害者の就業に対するニーズが高まる中で、精神障害者に対する雇用対策の強化や雇用と福祉の連携による障害者雇用施策の充実強化を図るため、改正障害者雇用促進法の施行に向けた周知・啓発を行う。

② 法定雇用率達成指導の強化

実雇用率が低い水準にあることを踏まえ、障害者雇入れ計画作成企業、新規に指導対象となった企業、雇い入れが一人不足している企業等を中心に、法定雇用率未達成企業の障害者雇用を積極的に促進するとともに、障害者雇入れ計画作成命令等について厳正に対応する。

また、市町村に対して法定雇用率達成指導を継続して実施する。

③ 障害者を巡る厳しい雇用情勢に対応するための就職支援の強化

障害の種類及び程度等障害者個々人の状況に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介に努め、的確な求人開拓を実施する。

また、社団法人山形県障害者雇用促進協会等と連携し、9月を中心に就職面接会等を積極的に開催するなど障害者に対する就職支援を強化する。

更に、在職中からの相談や再就職の支援等を実施する「緊急障害者就職支援プロジェク

ト」を継続して実施する。

④ 障害者の雇用機会の拡大

障害者トライアル雇用事業を最大限に活用し、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行を促進し雇用機会の拡大を図る。

また、山形障害者職業センターと連携し、職場への適応が困難な障害者の働く職場にジョブコーチを派遣し、職業的自立に向け、実際の職場の状況に応じた支援を行う。

更に、障害者の雇用促進の支援策として職業訓練制度について、障害者や事業主に対し周知を図るとともに、効果的な受講斡旋等に努める。

⑤ 福祉・医療機関等との連携による障害者の就職等支援

福祉・医療機関、置賜・村山障害者就業・生活支援センター等との連携を図りながら、職業相談・職業紹介等を通じ就職支援を行う。

また、医療機関等と連携しながら精神障害者を就職に結び付けるため、就職活動に関する知識や方法等に関するジョブガイダンスを開催する。

(4) 地域の実情を踏まえた雇用対策の展開

① 地域求職活動援助事業の支援

村山・置賜地域求職活動援助事業で実施する職場体験講習、再就職支援セミナーを支援し着実な雇用の促進を図る。

② 雇用再生集中支援事業の実施

地域金融機関における不良債権処理は今後も発生することが見込まれるため、事業所情報の収集に努め雇用調整方針対象事業主を把握して、雇用調整方針の作成・届出を積極的に働きかける。

また、雇用調整方針対象者のニーズを把握し、積極的な求人開拓に努めるとともに、財団法人産業雇用安定センター山形事務所と連携し、不良債権処理就業支援特別奨励金の活用を図り、再就職を支援する。

③ 地域における雇用創造の支援

地域の雇用創造のための構想を策定しようとする市町村に対して、その企画段階から専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等の支援を行う。

また、地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取り組みを促進するため、コンテスト方式により選抜される雇用創造効果の高い地域提案型雇用創造支援事業の周知を図る。

更に、地域創業助成金を活用し、従来からのサービス分野とともに市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対して、創業及び雇い入れに係る助成を行う。

2 多様化する働き方に対応した総合的な対策

(1) 高齢者対策の推進

少子・高齢化の急速な進展の中で、高齢者の就業意欲が高い水準にあり、長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと働き続けることが出来るよう施策を推進する。

① 改正高年齢者雇用安定法の施行に向けた取り組みの推進

平成18年度からの改正高年齢者雇用安定法の施行に向け、全ての企業において、定年の引き上げ・継続雇用制度の導入等による雇用機会が確保されるよう、30人以上規模の企業を重点に、リーフレットの配布や集団指導・個別指導等を通じて、積極的に周知・啓発を図る。

② 知識・経験を活用した65歳までの雇用の確保

計画的な企業訪問等による定年の引き上げ、継続雇用制度導入に向け社団法人山形県雇用対策協会・高年齢者雇用アドバイザーと連携し指導を行う。

また、65歳雇用導入プロジェクト事業を事業主団体に委託して実施することにより、傘下企業での65歳まで働ける場を確保する企業の割合を高める。

③ 中高年齢者の再就職援助・促進

事業主に対して、解雇等により離職する高年齢離職予定者が希望した場合には、求職活動支援書を作成・交付する義務があることについて周知・啓発を行う。また、トライアル雇用を通じた一層の再就職促進を図る。

④ 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進

社団法人山形県シルバー人材センター連合会が実施する技能講習会と合同面接会を主としたシニアワークプログラム事業に連携・協力する。

また、市町村合併の動向を見守りながら合併後に1市町村1シルバー人材センターとして組織できるよう、社団法人山形県シルバー人材センター連合会と連携し援助を行う。

(2) 民間需給調整機能の強化

職業安定法及び労働者派遣法の周知と円滑な施行を図りながら、許可・届出及び指導監督等の需給調整事業関係業務を効率的かつ効果的に実施する。

また、引き続き苦情・相談への適切な対応に努める。

3 雇用保険の円滑かつ適正な推進

雇用保険適用・給付業務については、引き続き基本業務の点検・遂行等の徹底及び基本手当、教育訓練給付等の適正給付と不正受給防止に努めることにより、制度の適正な運営を図る。

雇用保険適用・給付部門と職業紹介部門との連携を更に強化し、雇用保険受給者の早期就職を積極的に推進する。

また、本年4月からの育児及び介護休業給付に係る改正点の周知を図る。